

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項及び第2項並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第1号イの規定に基づき、徳島市における介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業（法115条の45の3第1項に規定する指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業をいう。）に要する費用の額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(1) 指定訪問介護相当サービス

訪問介護員等による身体介護や掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供するもの。

(2) 基準緩和型訪問サービス

訪問介護員等による掃除・洗濯等の日常生活上の支援（身体介護を伴わないものに限る。）を提供するもの。

(3) 指定通所介護相当サービス事業

機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するもの。

(4) みなし指定事業者

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定事業者の指定を受けたものとみなされた者

(通則)

第3条 指定第1号事業に要する費用の額は、1単位の単価に別表に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により指定第1号事業費を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときはその端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(1単位の単価)

第4条 徳島市が定める1単位の単価は、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成30年厚生労働省告示第78号）の規定により10円に徳島市の地域区分における割合を乗じて得た額とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業の額の算定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日より施行する。

別表

指定第1号事業費単位数表

徳島市訪問介護相当サービス費及び徳島市通所介護相当サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあつては、以下に掲げる他は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

1 指定訪問介護相当サービス

- イ 訪問型サービス費Ⅰ 1, 172単位  
(事業対象者・要支援1・2 1月につき)  
1週に1回程度の徳島市訪問介護相当サービスが必要とされた者。
- ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2, 342単位  
(事業対象者・要支援1・2 1月につき)  
1週に2回程度の徳島市訪問介護相当サービスが必要とされた者。
- ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3, 715単位  
(事業対象者・要支援2 1月につき)  
1週に2回を超える程度の徳島市訪問介護相当サービスが必要とされた者。
- ニ 訪問型サービス費Ⅳ 267単位  
(事業対象者・要支援1・2 1回につき)  
1月の中で全部で4回までの徳島市訪問介護相当サービスが必要とされた者。
- ホ 訪問型サービス費Ⅴ 271単位  
(事業対象者・要支援1・2 1回につき)  
1月の中で全部で5回から8回まで徳島市訪問介護相当サービスが必要とされた者。
- ヘ 訪問型サービス費Ⅵ 286単位  
(事業対象者・要支援2 1回につき)  
1月の中で全部で9回から12回まで徳島市訪問介護相当サービスが必要とされた者。
- ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 166単位  
(事業対象者・要支援1・2)  
1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能
- チ 初回加算 200単位 (1月につき)

リ 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 (1月につき)
- (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位 (1月につき)

ヌ 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算 (I) + 所定単位  $\times 137 / 1000$
- (2) 介護職員処遇改善加算 (II) + 所定単位  $\times 100 / 1000$
- (3) 介護職員処遇改善加算 (III) + 所定単位  $\times 55 / 1000$
- (4) 介護職員処遇改善加算 (IV) + (3) の  $90 / 100$
- (5) 介護職員処遇改善加算 (V) + (3) の  $80 / 100$

ル 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位  $\times 63 / 1000$
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位  $\times 42 / 1000$

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからルを算定しない。

注2 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注3 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に  $90 / 100$  を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注4 イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に  $15 / 100$  を乗じた単位を足す。

注5 イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に  $10 / 100$  を乗じた単位を足す。

注6 イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に  $5 / 100$  を乗じた単位を足す。

注7 ヌについて、所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計。なお、(IV) (V) については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注8 ルについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(I)または(II)を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

## 2 基準緩和型訪問サービス

- イ 訪問型サービス費Ⅰ／2 992単位  
(事業対象者・要支援1・2 1月につき)  
1週に1回程度の基準緩和型訪問サービスが必要とされた者。
- ロ 訪問型サービス費Ⅱ／2 1,981単位  
(事業対象者・要支援1・2 1月につき)  
1週に2回程度の基準緩和型訪問サービスが必要とされた者。
- ハ 訪問型サービス費Ⅲ／2 3,143単位  
(事業対象者・要支援2 1月につき)  
1週に2回を超える程度の基準緩和型訪問サービスが必要とされた者。
- ニ 訪問型サービス費Ⅳ／2 226単位  
(事業対象者・要支援1・2 1回につき)  
1月の中で全部で4回までの基準緩和型訪問サービスが必要とされた者。
- ホ 訪問型サービス費Ⅴ／2 229単位  
(事業対象者・要支援1・2 1回につき)  
1月の中で全部で5回から8回まで基準緩和型訪問サービスが必要とされた者。
- ヘ 訪問型サービス費Ⅵ／2 242単位  
(事業対象者・要支援2 1回につき)  
1月の中で全部で9回から12回まで基準緩和型訪問サービスが必要とされた者。
- ト 訪問型サービス費(短時間サービス)／2 140単位  
(事業対象者・要支援1・2)  
1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能
- チ 初回加算 200単位 (1月につき)
- リ 介護職員処遇改善加算  
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位×137／1000  
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位×100／1000  
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + 所定単位×55／1000  
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) + (3)の90／100

(5) 介護職員処遇改善加算 (V) + (3) の 80 / 100

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位 × 63 / 1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位 × 42 / 1000

注1 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90 / 100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注2 イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15 / 100を乗じた単位を足す。

注3 イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10 / 100を乗じた単位を足す。

注4 イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5 / 100を乗じた単位を足す。

注5 リについて、所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計。なお、(IV) (V) については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注6 ヌについて、所定単位はイからチまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(I)または(II)を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注7 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

3 指定通所介護相当サービス

イ 通所型サービス費

(1) 事業対象者・要支援1 1,655単位 (1月につき)

(2) 事業対象者・要支援2 3,393単位 (1月につき)

(3) 事業対象者・要支援1 380単位 (1回につき・1月の中で、全部で4回までの徳島市通所介護相当サービスが必要とされた者。)

(4) 事業対象者・要支援2 391単位 (1回につき・1月の中で、全部で5回から8回までの徳島市通所介護相当サービスが必要とされた者。)

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）

ハ 運動器機能向上加算 225単位（1月につき）

ニ 栄養改善加算 150単位（1月につき）

ホ 口腔機能向上加算 150単位（1月につき）

ヘ 選択的サービス複数実施加算

（1） 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）

① 運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき）

② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき）

③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき）

（2） 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）

運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）

ト 事業所評価加算 120単位（1月につき）

チ サービス提供体制強化加算

（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

① 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）

② 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）

（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ

① 事業対象者・要支援1 48単位（1月につき）

② 事業対象者・要支援2 96単位（1月につき）

（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

① 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）

② 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）

リ 生活機能向上連携加算 200単位（1月につき）

※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月につき）

ヌ 栄養スクリーニング加算 5単位（1回につき）

※ 6月に1回を限度とする

ル 介護職員処遇改善加算

（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） +所定単位×59／1000

（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） +所定単位×43／1000

（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） +所定単位×23／1000

(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) + (3) の 90 / 100

(5) 介護職員処遇改善加算 (IV) + (3) の 80 / 100

ヲ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位 × 12 / 1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位 × 10 / 1000

注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に 70 / 100 を乗じる。

注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に 70 / 100 を乗じる。

注3 イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に 5 / 100 を乗じた単位を足す。

注4 イについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に 1 月につき 240 単位を足す。

注5 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に指定通所介護相当サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

イ (1) 及び (3) 376 単位

イ (2) 及び (4) 752 単位

注6 ロ、ハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注7 ニの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注8 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注9 ヌの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

注10 ルについて、所定単位はイからヌまでによる算定した単位数の合計。なお、(IV) (V) については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注11 ヲについて、所定単位はイからヌまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算 (I) から (III) までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1) の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算 (I) イを算定していることを要件とする。なお、(1) か (2) のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、



介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。